

## 萩ジオパークロゴマーク使用の取扱要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、萩ジオパークのロゴマークを使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークのデザイン等)

第2条 ロゴマークのデザイン等については、萩ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が定めた「萩ジオパークロゴマークデザインマニュアル」のとおりとする。

2 ロゴマークに関する著作権及び使用の承認に係る権利は、協議会に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ協議会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 協議会が依頼し、使用する事項等
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他使用承認の手続きを必要としないと会長が認めた場合

2 前項の承認を受けようとする者は、ロゴマーク使用申請書（第1号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の事業内容または活動状況等が分かる資料
- (2) ロゴマークの使用の内容が分かる完成見本等
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の承認)

第4条 会長は、前条第2項で規定するロゴマーク使用申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該使用がジオパーク活動の推進に寄与すると認められるときは、使用を承認する。この場合において、会長は必要があると認める場合には、ロゴマーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 承認期間は、使用を承認した日から起算して4年以内とする。ただし、承認期間満了後において、ロゴマークを引き続き使用する場合は、改めて第3条に規定する申請を行わなければならない。

3 会長は、使用承認を行ったときは、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（第2号様式）を申請者へ送付する。

(使用承認の制限)

第5条 会長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、ロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）を申請者へ送付する。

- (1) 萩ジオパークの理念に反する、または反するおそれがあると認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合

- (3) 萩ジオパークの信用又は品位を害すると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援する、又は支援していると誤解されるおそれがあると認められる場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマークの変形使用その他ロゴマークの使用が適当でないとして認められる場合
- (9) その他会長が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等その使用の形態や状況が分かるものを提出すること。
- (3) 使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者が使用承認の内容について、追加又は変更しようとする場合は、あらかじめロゴマーク使用内容変更申請書(第4号様式)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、使用(変更)承認通知書(第2号様式)を申請者へ送付する。

(承認の取消し等)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、ロゴマーク使用承認取消通知書(第5号様式)を送付するとともに、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者が第4条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合
- (2) ロゴマーク使用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) その他会長がロゴマークの使用継続が不相当であると認めた場合

2 会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用状況等の報告又は調査)

第10条 会長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

2 協議会は、ロゴマークを使用する商品又はその使用者等を独占的又は優先的に推奨するものではない。また、推奨する義務を負わない。

(経費等の負担)

第12条 協議会は、この要領による使用承認の申請に要する費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 協議会は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際し故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(事務)

第14条 この要領に関する事務は、協議会の事務局である萩市ジオパーク推進課が行う。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和元年 月 日から施行する。